

議 事 日 程

平成30年第2回浜中町議会定例会

平成30年6月7日 午前10時開議

日 程	議 案 番 号	議 件
日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2	議案第40号	浜中町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 3	議案第41号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
日程第 4	議案第42号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
日程第 5	議案第43号	平成30年度浜中町一般会計補正予算（第1号）
日程第 6	議案第44号	平成30年度浜中町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第 7	議案第45号	固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
日程第 8	議案第46号	鉏路町村公平委員会委員の選任同意について
日程第 9	議案第47号	鉏路町村公平委員会委員の選任同意について
日程第10	議案第48号	鉏路町村公平委員会委員の選任同意について
日程第11		議員の派遣について
日程第12		閉会中の継続調査の申し出について (総務経済常任委員会・社会文教常任委員会・議会運営委員会)

追 加 議 事 日 程

平成30年第2回浜中町議会定例会

平成30年6月7日 午前10時開議

日 程	議 案 番 号	議 件
日程第13	議案第49号	工事請負契約の締結について
日程第14	議案第50号	工事請負契約の締結について
日程第15	議案第51号	工事請負契約の締結について
日程第16	議案第52号	工事請負契約の締結について

◎開会宣告

○議長（波岡玄智君） 前日に引き続き会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（波岡玄智君） 日程第1 会議録署名議員は、前日同様であります。

◎日程第2 議案第40号浜中町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
について

○議長（波岡玄智君） 日程第2 議案第40号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第40号 「浜中町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」、提案の理由をご説明申し上げます。

この度の条例改正は、平成30年度から国民健康保険制度の都道府県化に伴う地方税法の改正及び地方税法施行令の一部改正に基づく改正と、前年所得に基づく税率等の改正を行うものであります。

保険税につきましては、この度の国民健康保険制度の改正により、その目的が従来の医療費などの費用に充てる財源から、北海道に納める「国民健康保険事業費納付金」に充てるための財源に変更となりました。このことから、北海道から示された「標準保険税率」を基に、前年所得と決算見込みを考慮した上で、税率等の改正を行うものであります。

この度の改正で、前年所得の確定と決算見込みなどに基づく改正は、基礎課税分について、所得割、現行「100分の9.3」を「100の5.6」に、被保険者均等割、現行「3万

8千円」を「2万9千2百円」に、世帯別平等割、現行「4万2千円」を「2万円」に、特定世帯分「2万千円」を「1万円」に、特定継続世帯分「3万千5百円」を「1万5千円」に改めるものです。

後期高齢者支援金等課税分については、所得割、現行「100分の2.2」を「100分の2.35」とし、被保険者均等割、現行「1万2千円」を「9千3百円」に、世帯別平等割、現行「1万円」を「6千4百円」に、特定世帯分「5千円」を「3千2百円」に、特定継続世帯分「7千5百円」を「4千8百円」に改めるものです。

介護納付金課税分については、所得割、現行「100分の1.3」を「100分の1.6」に、被保険者均等割、現行「1万2千円」を「9千3百円」に、世帯別平等割、現行「1万円」を「4千8百円」に改めるものです。

また、基礎課税分の被保険者均等割及び世帯別平等割の改正に伴い、7割、5割、2割軽減の金額についても改正を行います。

次に、地方税法の一部改正に伴う改正は、国民健康保険制度の改正により、基礎課税額等の定義を変更する改正であります。

また、地方税法施行令の一部改正に伴う改正は、基礎課税額の課税限度額について、これまでの「54万円」から「58万円」に引き上げる改正であります。また、保険税の低所得者の保険税軽減の拡充として、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得について、5割軽減の対象となる所得の算定では、被保険者の数等に乗ずるべき金額を「27万円」から「27万5千円」に、2割軽減の対象となる所得の算定では、被保険者の数等に乗ずるべき金額を「49万円」から「50万円」に、それぞれ引き上げる改正で、保険税の軽減措置の対象を拡大しようとするものであります。

この改正条例は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用するとしております。

なお、この度の条例改正につきましては、去る5月21日開催の平成30年第2回浜中町国民健康保険運営協議会に諮問し、答申をいただいたところでございます。

以上、提案の理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、町民課長より説明させますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（佐々木武志君） （議案第40号 補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これから議案第40号の質疑を行います。

1 番加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 3点ほど、質問したいと思います。確認も含めながらになるとと思いますが、資料の64ページ2の前年度との課税比較と言う事で1人当たりの平均課税額並びに1世帯当たりの平均課税額そして差額と比較して1人当たりでは1万4,465円1世帯当たりは、3万6,325円が前年度よりも安くなるという様な事で支払う方としては1万円でも2万円でも安くなればいいなという願いがあったのですが、私たちの町の場合は、この様な結果で私としては、良かったなと思っております。それで管内的な事で結構ですけども、浜中町は、法定外繰入金と言うのは、ずっとなくて2、3年前に一度だけ繰入した事があったと思います。その様な点で自前で保険税を賄ってきたと言う事があるのですが、他の町村では、ほとんど法定外繰入金と言うのがあって、今までの保険料よりも高くなるという事で以前にも数字で示された事があるのですが相当、増額になるのかなと思っておりますが、他の町村の事を心配するわけではありませんけれども、浜中町と比較してどうなのかと言う事も知りたいので、説明してほしいと思います。

それから2点目ですが、道が保険者となって保険税の仕組みが少し変わりましたが町民との関係でどうなのかと言う事が心配です。例えば保険税を滞納していることで短期保険証あるいは、保険証が交付されないという様な事も以前に何度かあったんですが、この様な制度に変わった中で町民と浜中町役場の保険年金係の窓口、町民課との関係で今までどおりでいくのか、また違う事があるのか、その辺を説明してほしいと思います。

それから3点目は、保険税の納付については、納付書は、今まで医療、介護、高齢者と合わさったもので納付書が届けられて昨年からはコンビニでも払える様な仕組みになってきていますが、納付書で特に変わる事があるかどうか、この3点について説明していただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（佐々木武志君） お答えいたします。保険税の全道的それから管内的な状況と言う事でございますけれども、平成30年度の保険税率につきましては、管内的に申し上げますと、それぞれの市町村で議会にお諮りして決定をしている段階であります。ただし今回の制度改正に伴いまして北海道の方から平成30年度の保険税リストにつきましては、公表すると言う事になっております。どう言う事かと申しますと今年度における各市町村の保険税率の確認それから平成29年度と平成30年度との保険税

の比較それから道が示した標準保険率との比較等については、これから本町におきましても北海道の方に報告をしまして全道的に保険税の各市町村の状況が示される状況となっております。浜中町との比較と言う事でございますけれども議員おっしゃいますとおり、これまで本町におきましては、法定外繰入をせずに独立採算制の基に国保運営をしてきました。

また制度改正に伴って法定外繰入これは、認められないと言う事になっております。今回、この様に保険税の軽減を図りましたけれども、これから示される公表値に基づいて我々も管内的なもの全道的なものの把握に努めたいと言うふうに考えておりますので御理解いただきたいと思います。

それと2点目ですけれども保健証の関係でございますけれども、こちらにつきましては、今までと全く変わらないと言う方式でやっていきたいと考えております。

○議長（波岡玄智君） 税務課長。

○税務課長（梅田一光君） 国民健康保険税は、目的税で資料の68ページを見ていただくと29年度の国保税98%相当高い数字でしたが、それが財源の一部にも充てられて今回の様な改正にもなっているところが一部あります。それは、今までどうして今回この様になったのかと言う事は、保険証の公平感を保つために保険を払ってない方の短期証または、資格証により納税相談を行ってきた結果この高い数字になっていると思っています。これからも同じ様な事をやって払った人と払っていない人との不公平感のない様に勤めてもらって高い水準で払ってもらう様に税務課として努力していきたいと思っています。

納付書の関係ですが、従来と同じく一昨年からコンビニ収納で払える様になっていますが、それは道に変わっても課税するのは、浜中町ですので同じ形態でいく事になります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで質疑を終わります。

これから議案第40号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第40号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって議案第40号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第41号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

○議長(波岡玄智君) 日程第3 議案第41号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第41号 「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」提案の理由をご説明申し上げます。

辺地総合整備計画につきましては、辺地に係る公共的施設整備計画を策定し、実施しなければならないことになっております。

今回は、散布地区辺地について総務大臣に提出することになりますが、この計画を提出するにあたり、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」第3条第1項の規定に基づき、議会の議決を要することとなっております。

辺地整備計画の概要を申し上げますと、散布地区辺地は丸山散布地区の物揚場の整備となっております。

この辺地計画の策定期間は、平成30年度から平成34年度までの5ヵ年計画となっております。

なお、平成30年5月22日付け地政第152号をもって、北海道知事との協議も整っておりますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(波岡玄智君) これから議案第41号の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 質疑なしと認めます。

これから議案第41号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第41号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって議案第41号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第42号辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について

○議長（波岡玄智君） 日程第4 議案第42号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第42号 「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」提案の理由をご説明申し上げます。

辺地総合整備計画につきましては、辺地に係る公共的施設整備計画を策定し、実施しなければならないことになっております。

今回は、茶内地区辺地の整備計画の変更について総務大臣に提出するにあたり、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」第3条第1項の規定に基づき、議会の議決を要することとなっております。

茶内地区辺地の総合整備計画の変更の概要を申し上げますと、今回、児童生徒通学バス整備事業を加えるものであります。

茶内地区辺地計画の整備期間は、平成29年度から平成33年度までの5ヵ年となっております。

なお、平成30年5月15日付け地政第135号をもって、北海道知事との変更協議も整っておりますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第42号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第42号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから議案第42号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって議案第42号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第43号平成30年度浜中町一般会計補正予算(第1号)

○議長(波岡玄智君) 日程第5 議案第43号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第43号「平成30年度浜中町一般会計補正予算(第1号)について」提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正は、海岸整備事業に要する経費や町道維持管理に要する経費など、今後必要とされる経費について補正をお願いしようとするものであります。

補正の内容といたしましては、歳出では、2款総務費、「過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業に要する経費」で、地域外需要獲得強化等による浜中町活性化事業補助1,598万円を増額するなど2,249万7千円を追加、3款民生費では、「国民健康保険特別会計繰出金」で、963万4千円を減額するなど682万6千円を減額、5款農林水産業費では、「林道に要する経費」で、林業専用道熊牛朝日線開設工事1,850万円、「海岸整備事業に要する経費」で、霧多布港海岸防潮堤改良工事1,355万4千円をそれぞれ増額するなど4,472万1千円を追加、7款土木費では、補助の内示があったことに伴い、追加予定事業としておりました「町道維持管理に要する経費」で、道路ストック点検委託料など900万円を増額、丸佐橋の長寿命化工事で4,000万円を追加するなど4,900万円を追加、

以上により、今回の補正額は、1億1,287万8千円となります。

一方歳入につきましては、各事業の特定財源として国庫支出金3,871万1千円、道支出金1,454万4千円、町債3,230万円などを充てたほか、不足する財源については繰越金1,728万7千円を充てさせていただきました。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は、76億257万1千円となります。

次に「第2表地方債補正」につきましては、地方債を財源とする事業の補正によるものであります。

以上、提案の理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、企画財政課長より説明させますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） （議案第43号 補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これから議案第43号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

1 番加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 1点だけ農林水産費の77ページ栽培漁業に要する経費でカキ養殖試験878万円この内容について説明していただきたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（細越圭一君） お答えいたします。この度の補正につきまして、浜中湾沖側の4施設でカキ養殖試験を現在行っております。この海域で養殖可能な事が確認できた事から事業化に向け6施設を増設する事となっております。この場所は、浜中湾の帆掛岩の奔幌戸側の方になるのですが、時化及び風等が吹いた場合、作業が出来ない事からウニ養殖施設の霧多布港湾側に水揚げの為の選別作業の一時保管場所として設置するものです。

またカキにフジツボ、海藻等が大量に付き水揚げ時に手作業でやっていると聞いております。その事から大変な作業となっております。労力削減のために佐呂間町、厚岸町などで実績のあるカキクリーナーを購入する事を補助するものであります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 現在4つ施設があったんですが、これを6施設に増やすと言う事それから霧多布港に揚げてきた時にカキを洗ったり、磨いたりするという作業の説明

が聞き取れなかったんです。そういう作業をするための小屋を作るのかなと言う話だったのか、その辺の内容で小屋または、洗う機械にどのくらいの費用がかかって最後にカキの施設に関わる着業者の数は、どのくらいあるのか答弁願いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（細越圭一君） お答えいたします。まず先にカキの着業者の人数になりますが15名となっております。

次に内容の詳細につきましては、今回の施設をつくるにあたりまして土のう袋、中古フロート890個、カキ養殖籠1段1100個、ロープ26丸、Hクロスロープ1丸そして砂が14台、雇船料として9回、アンカー6丁になります。そしてカキクリーナーですけれども先ほど小屋と聞こえてしまったと思うんですけれども、こちらカキクリーナーと言いまして、カキを洗浄する機械になります。そちらを合わせまして942万9,145円と言う事になっております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 10番田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） 数点お聞きしたいと思います。まず歳出の73ページ地方バス路線に要する経費の協議会設置に伴う438万8,000円これは、地方バス路線これは要するに当初予算で2,138万4,000円を予算計上している中で複数市町村にまたがる路線に関するバス路線の赤字補てん、これについて国交省の補助事業がある様ですけれども、この事業に乗っかるための対応なのかと言う点を確認しておきたいと思います。違うのであればこの協議会を設置する内容及び目的についても伺っておきたいと思います。

それと75ページ衛生費、歯科診療所に要する経費ですけれども先ほどこの65万4,000円茶内歯科診療所分と言うふうに補足説明があったと思うんですけれども、茶内歯科診療所の経営改善策として職員に対する給与等を町の方で負担してもらうと言う条件の基、施設備品については、歯科医師の方で負担すると言う様な取り決めがあったかなと言うふうに思っているのですが、これは、茶内歯科診療所の分なんですか、それとも浜中歯科診療所の機械の分なのかを再度、確認しておきたいと思います。

それと最終処分場ですけれども、もう少し詳しく聞きたいんですけれども今回修繕料の中で事前説明で点検ピットの設置と言う様な説明がありましたけれども、これについて、もう少し詳しく教えてほしいと思います。当初建設する時には、必要なかった点検場所これが必要になった理由その様な事も含めて説明いただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） 73ページの地方バス路線に要する経費の補助金、浜中町地域公共交通活性化協議会補助438万8,000円でございますけれども、当初予算で計上させていただいております地方バス路線維持対策の補助2,138万4,000円につきましては、広域路線の霧多布釧路間、霧多布厚岸間それと霧多布浜中駅間それと更に広域の根室釧路間こういった4路線、国の補助、道の補助を受けながら、その分の町村の持ち出し補助の部分での計上でありますけれども、この補助のための今回の補正と言う事の質問ですけれども、これは当初予算計上している補助とは別のものがございます。この補助内容の目的の御説明になりますけれども、当町で今こう言った形で釧路バスあるいは広域の根室釧路間であれば根室交通これらのバス会社事業者の方に補助を交付しておりますけれども、この補助が今後も継続的に国土交通省の方から、担っただけなのかと言う部分も将来的にどの様になっていくのか、いろいろ国の方でも論議されておりますし、地方バス路線関係の補助のあり方も検討されている最中と言う事もございます。この様な事から、この部分につきましては、町内あるいは、厚岸町、釧路町、釧路市を含めた広域の路線の今後のバスの交通体系のあり方を再度、町内の交通網を見直し、方向性を導き出す、こう言ったものに対して今後どの様にしていくかと言う事を協議会を設置しまして今後の方向性をだしていく、それに伴っての今後のバス路線のあり方、広域路線のあり方を合わせて検討していくと言う様な事での協議会を設置させていただいて今回その協議会として色々活動する中の予算措置で協議会への補助と言う事で金額を計上させていただいていると言う事でございます。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡部直人君） 75ページ歯科診療所に要する経費、修繕料65万4,000円に関する質問についてお答えします。

まず修繕の内容ですけれども、茶内歯科診療所の電話機の修理代20万5,200円これは、平成15年の購入です。それと浜中歯科診療所のバキュームモーターの修理代で38万8,800円これは平成元年の購入です。

それと同じく浜中歯科の技工用エンジン修理と言う事で6万円これについては平成15年の購入になっております。それぞれ今回修理させていただきますけれども、これは、町で購入した備品ですので、これにつきましては町の方で修理すると言う事になっております。新たな契約の中では、議員おっしゃられたとおり人件費は、持っております。

すけれども、新たに購入する備品については、先生の持ち物ですので先生の方で購入していただき修理についても先生の方でしていただくと言う事になりますので、この分についての町で購入したものについては、今までどおり町の方で修繕料が発生するという形になっております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（佐々木武志君） 75ページ最終処分場管理運営に要する経費、修繕料22万5,000円の内容等についてお答えいたします。

こちらの修繕料につきましては、内容として2点ございます。その内容につきまして、まず1点目が最終処分場埋立地にありますマンホールこちら浸出水を送水する導水ポンプのあるマンホールですけれども、こちらに作業をするための足場を設置する補修が37万8,000円となっております。それでもう1点が同じく最終処分場にありますが導水ポンプから貯留槽の方に送水している送水管こちらの清掃と議員おっしゃられました様に送水管の点検ピットを設置する補修で184万6,800円となっております。こちらの補修をしなければならなくなった理由でございますけれども3月中旬に導水ポンプの異常警報が発生してマンホール内の導水ポンプの点検を実施しました。こちら点検したところ導水ポンプが詰まっておりますして送水が出来ずに埋立地の浸出水が逆流してしまっておりました。それで衛生センターの所長と協議をいたしましてマンホール内にある導水ポンプのL字配管を一度分解しまして、詰まった異物の除去などを行うために作業をする事が必要となりました。それで今までマンホール内の足場等が必要なかったものですから、まずは、そちらの足場を設置させていただきました。それで点検をしたところ水アカ等の付着は、あったんですけれども浸出水が送水されていない原因は、そのマンホール内のL字配管ではなくて原因として考えられるのは、送水管の方であろうと言う事で送水管の点検が必要となったものですから別にその後、送水管の清掃と共に約送水管の長さが120メートルありますので約20メートルごとに区切って送水管の中を点検したところ全てではないのですが、一部詰まりがありましたので高圧洗浄によって水は流れる様な状態にはなったのですが今後の方策として5箇所に維持管理を図っていくためにピットを設置する補修となっております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） 地方バス路線ですけれども、町内の今後の交通体系のあり方

の方向性を定めるための協議会の設置と言う説明だったかなと思います。この協議会の構成するメンバーは、何人でどのくらいの頻度でこの協議会をやっていくのかと言う点それと今回438万8,000円と言う額ですが、この協議会は、当然単年度で終わる訳ではないと思います。今後この協議会に対する補助金と言うものは、どの様な推移になるのか、それと確かに人口減に伴って利用者は、どこの町村も色々やっておられる様ですし、以前テレビでやっておりましたけれども本当に利用の少ない物については、デマンド化と言う申し込みを受けて、そのデータ移行もしているところもありますので、当然そこら辺の内容もこの協議会の中で話されているのかなと思います。最初にあった当初予算2千数万円と言う釧路バスに対する補助金を継続しながらと言う事で捉えていいのか、その点だけ確認しておきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） まず73ページの協議会への補助の関連でございますけれども1点目の構成メンバーと言う事ですけども今、協議会を設置するにあたりまして想定しているところでございます。

これにつきましては、町村により設置すると言う場合には、法規定に基づきながら所要の構成員を持ちながら協議会を設置すると言う様な事で規定がされてございます。そう言った中での協議会の今、想定している構成メンバーとしては、まず浜中町の中の交通関係を担当している部署の関係課長に町側からとして加わっていただくと言う事、その中には財源的な部分もありますので企画財政課あるいは福祉関係の方では、交通弱者に関する訪問送迎こう言った部分も担っている部署から福祉保健課あるいはスクールバス等を担っている教育委員会の管理課それから同じく高校のスクールバス等を管理所管している霧多布高等学校と言ったところが町側の方から協議会の方の委員として加わると言う事で、その中で町の代表の方と総括の意味も含めまして副町長がその協議会の委員の中に加わると言う様な事で想定しています。

それから、法規定の要件の中でいきますと公共交通の事業者こちらの方も加えると言う事になってございます。交通事業者としての補助もだしております釧路バス株式会社それから前段で申し上げましたスクールバスを委託している町内の運行事業者そこを加えると言う事にしてございます。

それから道路交通網と言う事で道路の管理者これは、北海道開発局の釧路開発建設部から担当の方あるいは釧路総合振興局の道路管理部そして町の方からは、町道維持管理

全体を所管しております町の建設課長と言う事で道路管理者と言う部門では、この様な方々に加わっていただくと言う事にしてございます。

それから交通体系安全の関係からしますと厚岸警察署の担当の方にも加わっていただくと言う事で予定してございます。それから地域公共交通の地元の利用者の方を委員の方へ加えると言う事になってございます。その中でいきますと町の自治会連合会の会長さんにも加わっていただこうかなと言う予定はしてございます。

それから各地域自治会の方からと言う事で海岸方面の自治会の代表の方それから農村方面これは、大きく分けますと茶内方面の方からの自治会の代表の方それから浜中姉別方面と言うくくりの中からも自治会の代表の方にも加わっていただいて各区域を割りながら自治会の代表の方に委員の中に加わっていただこうかなと言う事では今考えております。くくりとしましては、海岸方面の自治会の連合会長から2名それから山方面の浜中、姉別方面それと茶内方面と言う様な事で地域自治会の方から加わっていただこうかなと言う様な事で今予定をしてございます。その他には、町内の利用者と言う事で町の老人クラブ連合会の代表を推薦していただく方、今後今申し上げるところでは、その代表の方あるいはその団体から推薦していただく方を委員と言う事で想定しておりますけれども老人クラブ連合会それから町の女性協議会それから商工会観光協会などで直接今後いろいろな面で地域公共交通の関連してくるであろうと言う団体、代表の方または、推薦していただく方を地域公共交通の利用者と言う位置づけの中で委員の方に担っていただこうかなと言う様な事で考えております。

それから必須の要件としましては、学識経験者と言う様なところもございます。これにつきましては、国土交通省の釧路運輸支局の担当の方それから釧路総合振興局の地域政策課の担当あるいは、全体での私鉄労働組合連合会関係と言う事で労働組合側からの代表の方1名それから先ほど前段で申し上げましたけれども交通弱者の自宅までの送迎の関係ですとかを担っていただいております社会福祉協議会こちらの方の代表の方または、推薦していただく方と言う事で全体としては、今24名の方々を委員として法的必須要件と言うところも含めながら委嘱をさせていただき今後、協議会を設置していただくかなと言う事で考えてございます。それで協議会の方の回数ですけれども、今この予算で審議いただいて承認された以降、早速できれば今月末ですとか7月上旬に1回目の協議会を設置も含めてやらせていただきたいなと言う事がございます。年間としましては、これから協議会の方で町民向けのアンケートなどを実施する計画でございます。

そう言ったものの結果を踏まえた中での2回目、それ以降の次年度の計画も含めた検討と言う事で合計でいきますと協議会自体は、年3回ほど今計画として予定してございます。これは協議会として単年と言う事ではありませんので、この交通体系どの様な事で進めていくかと言うところは、1年ではまとまりきれないと言う部分もございますし、それらも含めて将来的には、次年度以降も更に検討を進めると言う事で協議会の方では、続けていくと言う事になります。

また次年度展開する3回目の協議会の時にそれに向けた取り組みにあたっての必要な予算だて費用も含めて次年度も協議会の方へ補助金と言う形で検討していただく様な事で計画しております。

それから議員おっしゃられた様に検討の結果として、どの様な交通体系になっていくかと言う事で一つには議員おっしゃられました様に予約方式のデマンド方式と言う事もございますし、当然いろいろな手法もございます。広域的な部分になりますと厚岸町との接続の関係ですとかそれから、その延長線の釧路町、釧路市とも広域の協議と言う場も当然進めていかなければなりませんので、その事も含めての今後のバス路線の体系と言う事で検討になってくるかなと思います。

それから1番最後の方にありました釧路バスへの補助の関係ですけれども、これにつきましては、今運行している釧路バスでいけば3路線、広域でいきますと釧路根室間も入りますけれども、運行している以上は、その必要経費に基づく道の補助を受けながらの町の補助金これらは、運行が継続されている限りは、負担も求められますし、この様な事がいつまで続くのかと言う事は、今後この協議会や交通体系を検討していく中で図られていく事であろうかと思っておりますけれども少なくとも今の路線を維持して運行している以上は、通年どおりの補助の負担が発生していくと考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

9番川村議員。

○9番（川村義春君） 3点ほど聞きたいと思っております。73ページの過疎地域等と集落ネットワーク圏形成支援事業に要する経費これについては、昨年度6月補正で同じ事業名が出てまいりました。その際は、浜中町地域資源活用力向上交流人口拡大プロジェクトと言う事での補助でありました。これは、アンバサダーの関係だと思っておりますけれども、今年度の地域外需要獲得強化等によると言う補助の内容これについてお知らせをいただきたいと思います。

それと10番議員からでました地方バス路線に要する経費の協議会の関係でありますけれども、これについては相当大きな規模での構成メンバーと言う事でしっかりした議論がされて将来の浜中町の交通路線を確保するに当たり、大変重要な事だと思うのですが、この協議した結果、どの様な形で住民に対して公表されるのか、あるいは、議会に対してどう言う形で議論された年3回開くと言う話でありますけれども、いつの時点でお知らせをいただけるのか、その辺についてお聞かせいただければと思います。

それから75ページのへき地保育所運営に要する経費の修繕料であります280万8,000円です。これは、この資料説明では保育所のシカ侵入防止柵の補修だと言うふうに聞いていました。今の企画財政課長の説明は、園庭のフェンスの補修と言うふうに聞いたんですけれども、もしシカ侵入防止柵の補修と言う事であれば3月定例会で5番議員が補修の関係で聞いておりました。それで修繕料と言う位置づけ280万ですから、普通修繕料と言うものは、事務費の中の修繕料ですから形状を変えない形で元の形に戻すと言うのが原則でいいのかなと思うんです。この280万と言うのは額の大小に関わらず、もし形状を変えて行うのであれば、工事請負費が適当だと思うのですが、補修の内容この形状を変えるのか、変えないも含めて説明をいただければと思います。

それから79ページ町道の維持管理に要する経費の道路ストック点検委託料でありますけれども3路線分と言う説明がありました。それと橋梁が56橋と言う膨大な数ですけれども浜中町にこんなに橋があったのかなと思いましたが、町道に関わる橋だと思うんですが、これについて3路線の内訳56橋についての説明をお聞かせいただければと思います。

それから、工事請負費ですけれども、事業化工事と言う事で追加事業になっておりますけれども、その丸佐橋の補修の内容ですけれども、どの様な部分を補修するのか、例えば踏み掛け板を補修するとか路肩が崩れを補修するとか橋桁の補修などの様な説明をいただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（戸井洋典君） 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業に要する経費の関係でお答えいたします。事業名につきましては、昨年度と変わっておりますが、補助的には、継続事業にはなっておりません。ただし実際の事業としては、昨年継続事業と言う扱いになっております。これには、主に3つの事業がございまして、まず1点目としてインターンシップ制度の構築と言う事で事業費が28万8,000円これに

つきましては、昨年度 WEB サイトまで制作が終わっておりますので、この実際の運用とインターンシップの受け入れを実施するという事になっております。

2点目として着地型観光の事業化を核とした地域外需要の獲得強化事業と言う事で585万7,000円これにつきましては、昨年着地型観光事業化を目的としましたネットワークグループが創設されております。今年度は、これらを中心としましてモデル事業を確立するとなっております。それと昨年アンバサダーからから提案のありました着地型観光の関係でモニターツアー40名程度を実施するという事になっております。

3点目は、浜中町PR協力店制度の運用による浜中町産品のブランド強化事業と言う事で252万7,000円につきましても昨年度アンテナショップの実現可能性を検討しております。この中でアンテナショップは、無理だろうと言う事で首都圏で浜中町をPRしてくれる協力店を認定しまして実際にそこで浜中産品を使ってもらってPRしていただくと言う様な内容になっております。これらの事業の運営費として730万7,000円、合計1,598万円となっております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 保育所長。

○保育所長（山口ひとみ君） 75ページのへき地保育所運営に要する経費の修繕料についてお答えいたします。質問の内容としましては、なぜ修繕になるのかと言うところですので修繕の内容について説明させていただきます。

散布保育所には、周囲が山に囲まれていますので、昨年、28年度になりますシカの侵入防止策として単管を打ってネットを張ったと言う経緯があります。それとネットの貼っていない部分には、1メートルほどのフェンスが園庭に張られています。それで今山からおりてくるシカの侵入を防ぐために単管を打ってネットを張っただけでは、ネットのない所からもシカが入ってきまして、完全に園庭にシカが入る事は防げませんでしたので、シカを園庭に入れないためには、フェンスのある部分にも単管を添わせて完全にシカが園庭に入れない対策と言う事で、建設課の方にも相談させていただいて良い案をいただきました。

その内容としましては、山側に張ってあった単管は、網だけを撤去して横に1メートル下の方は20センチくらいの高さの間隔で6単管を添わせて2メートルくらいの高さになりますので、そのすき間からシカは入って来れなくなると思います。1メートルくらいまでは20センチ間隔ですが、その上になりますと40センチ間隔と少し幅を大きくしますが、それでもシカは入る事ができないと思っております。

それと1メートルくらいのフェンスがある部分にも、縦単管を打ち込みましてフェンスのない上の部分には、横単管を添わせてそこからシカが入れない様に行う予定です。そして保育所側の正面の部分につきましては、フェンスがあるのですが、これも利用しながら、道道沿いに張ってありますシカ柵を利用して正面側に完全にシカが侵入できない様に設置しようとするものです。今あるものを利用して行いますので工事ではなくて修繕と言う事で考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（渡邊馨君） お答えします。まず今のシカ柵の件ですけれども保育所を囲う様に80センチの柵が今現在設けられております。なぜ工事請負ではなくて修繕でもっていったかと言うと既存の柵に単管を添わして2メートルで高さを統一して、ぐるっと囲む様な形をとると言う事でおりました。実際、今言われた修繕か工事請負費かと言う議論がありました。今は、既存のものを利用すると言う事で修繕が妥当でないかと言う判断をしましたので今回は、需用費の修繕費と言う事で計上させていただきました。

続きまして79ページ町道維持管理に要する経費でございます。まず委託料、道路ストック点検委託料の3路線につきましては、湯沸2号道路、北8号道路、南北1号道路の3路線でございます。こちらにつきましては、工期が7月から11月の納期と言う事で予定しております。

続きまして、その下の橋梁個別点検策定委託料につきましては、56橋も町内にあるのかと言う話でございますが、これにつきましては、結論から申し上げますと56橋ございます平成28年29年の2ヵ年で全橋梁の点検を行っております。それに伴って橋梁の長寿命化と修繕計画を策定すると言う事が今回の目的でございます。

最後にその下の工事請負費、町道維持補修工事につきましてはの補修内容についてでございますが今回は、支柱の取り替え2箇所支障モルタル補修6カ所、橋台断面の補修、1箇所でございます。これにつきましてはの工期は、7月から2月までの8カ月を予定しております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） 73ページの地方バス路線に関しては、先ほど議長から注意を受けましたので、それは取り下げます。ただアンケート調査とか結果的なものについての公表は、出来るんでしょうか。対住民に対して議会では、議会っていうのは議長を通さなければ要請できませんけれども町民に対する公表は、出来るんでしょうか。その辺

だけ1点お聞かせいただきたいと思います。

その他、保育所のシカの侵入については既存のフェンスを利用して形状をかえないと言う事でありました。ただ高さだけを上げると言う事で理解いたしました。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） 73ページの協議会の補助の関係です。アンケート調査ですけれども、協議会の方でこれから計画を立てて、町民向けにアンケートをとると言う事で予定してございます。それと合わせて喫緊の課題であります霧多布鉏路間、霧多布厚岸間の部分なのですが、これの乗降調査を踏まえながらその結果も2回目を9月下旬から10月頃に協議会の方は、予定してございます。それまでにアンケートの結果を踏まえて協議会の中でも検討していくと言う事になりますけれども、アンケートの結果を基に広くお知らせできる仕組みや内容も含めて検討していきながら町民の声も参考にしたいと考えております。

○議長（波岡玄智君） 3番鈴木議員。

○3番（鈴木誠君） 1点だけ御質問を申し上げます。今それぞれ同僚議員から質問があった73ページ地方バス路線に要する経費の協議会補助ですけれども、この内容については、概ね理解をさせていただきました。ただ438万8,000円と言う予算の算出根拠がかなり高額な数字かなと言うふうに思いますので、その根拠について御説明をお願いしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） 今、協議会の方への73ページの補助金438万8,000円協議会への補助としては高額になるという事で、この内訳につきましては、前段で各議員の方から御質問あった様に協議会の方で今計画しておりますアンケートそれから乗降調査と言うものを含めて更には、次年度の話になりますけれども道路交通網の計画これを次年度以降で策定していかなければならないと言う様な事で今スケジュール的には、思っております。方向性をだすと言うところの計画だて、内容を含めまして全体で、このアンケートの委託に要する費用と言う事になります。全体としては、そのアンケートでの予算だてとして418万5,000円、ほとんどがアンケートのための費用と言う事での予算だてとなっております。その他には、各協議会へ出席していただく委員、その他民間の方々の委員の報酬と費用弁償こう言ったものも支出しながら参加いただくと言う事もございます。残りの部分につきましては、報酬の関係では、対象となる

委員の想定、全体で24名の委員ですが13名の方々が官公庁以外の委員と言う事で想定してございます。それに伴う13名の方々の報酬として14万7,000円それに伴う費用弁償これは年3回の協議会と言う事で今予定してございますので全体としては4万6,000円そして協議会を運営するに当たってのコピー用紙、事務的な費用としては少額であります、1万円を補助金の中として拠出しながら、これから設置する協議会の運営費と言う事で考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○3番（鈴木誠君） 内容は、分かりましたが、そのアンケートの418万5,000円と言う様な数字が出ましたけれども、このアンケートの対象と言うのは、浜中町民、と言う事で捉えていいのか、そしてそのアンケートの内容等を業者に委託すると言う様な事で、これだけの金額がかかると言うふうに理解していいのか、このアンケートを取るために400万円もかかると言うのは、常識的に考えにくいのですが、その内容について御説明願いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） 今おっしゃられた様に相当部分は、委託と言う事になります。その中でアンケートとしましては、対象とするのは、全町民と言う事でアンケートの内容等を検討しながら進めようと言うところでございます。それを町内全各戸の方へお配りして、その内容の情報収集を分析させていただくと言う事、その内容としましては、如何に町民が今の公共交通もこう言ったところにどの様な考えを持っているかを知りたいし今後どうしていけばいいのかと言う部分を含めてアンケートの中で調査したいと言う事もございます。

それから前段で申し上げましたけれども、次年度以降に公共交通の交通網形成計画と言った計画を立てる事によって今後いろいろな支援も受けられますし、そういった計画を立てるための資料となるべくアンケート調査の内容になります。そのアンケートの分析それから今後の方向性も含めて今、委託をしながら最終的には、その交通網計画をどの様に浜中町として設定していくかと言う事で専門の企業の方に委託しなければ町が単独で計画を立てると言う事は難しい状況にありますので、そういった事でアンケートを踏まえて今後に向けての計画を立てるアンケートの調査内容それから乗降調査に係る費用、分析、方向性と言うところのアドバイスをいただきながら計画をして委託をしようと考えております。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○3番（鈴木誠君） 概ね理解をしました。アンケートだけでなく結果に基づく計画の作成を含めて、これだけの費用がかかるというふうな理解でよろしいですか。

それとアンケートの対象者は、浜中町民と言う様な事でしたけれども、このアンケートは一世帯にひとつと言う形でやるのか、それとも町民全員、例えば家族7人いれば7人を対象としてやるのか、それによって出てくる結果が年齢によっては、随分違ってくると思うんです。そう言った事は、どうなのかと言う事で業者に任せて作っていくのか、その辺の事について説明を願いたいのと、この専門業者と言うのは、どこにあって業者のいわゆる目途と言うものは、あるのかどうか、あればお答えをいただきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） 73ページの協議会補助の関係でアンケートの部分でございますけれども広く町民に配布しながらと言う事ですけれども今、想定しているのは、1戸ごとにお配りして、その中でどなたが記入するかと言う事ですけれども広くは15歳以上の方々を対象にと言う事で考えてございます。ただ配る戸数のところでいきますと一部を1戸あたりにお配りして、その中で通学している方、通院している方それから買い物ですとかに利用されていると言う事もあると思えますので、そのアンケートの中で極力取り入れてお答え出来る様な内容も検討して各戸一部もしくは、保管が出来ない様であれば各戸2部とかも考えながらアンケート調査をやってみたいと言う様な事で今考えております。それでアンケート調査の委託先などについては、他町では既に先駆けて実施しております。厚岸町、白糠町その他各町も道路交通網形成計画を含めて協議会立ち上げて進めている町村もございます。そう言った町村を参考にしながら委託先を含めてアンケートを進めさせていただきたいと考えております。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

4番中山議員。

○4番（中山真一君） 73ページの空き家対策、先日も条例改正でいろいろありましたので良く分かりましたけれども協議会の設置によって今回その報酬それから費用弁償この程度だったら年に何回開かれるのかなと少し不安になるのですが、条例の時にも協議会は、11名構成で町長及び弁護士、司法書士、法務局職員それから学識経験者、地域住民等と言う事でしたので年に何回開く予定なのか、その辺だけ教えてください。

それともう既に第1回目の協議会は、いつ頃開く予定になっているのか予定があれば教えていただければと思います。

次に77ページ海岸整備事業に要する経費、ようやく始まるのかなと思うのですが霧多布海岸防潮堤改良工事1,355万4,000円この工期は、いつ頃から予定しているのか、それから90メートルと言う事ですけども、どの区間をやる予定なのかにつきましても教えていただきたいと思います。

それから、この件につきまして総延長371メートル総事業費7億7,000万円の予定と言う事で聞いております。371メートルのうち90メートルとなると約24%くらいですか、7億7,000万円の総事業費で今回ついたのが1.7%それで90メートル出来るのかどうか不安に思いますけれども、どの様な事なのかも教えていただきたいと思います。

それから同じページの商工費の商工振興40万5,000円についての具体的な内容について教えていただきたいと思言います。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） 71ページの空き家等対策に要する経費についてお答えいたします。

今回の空き家等対策の報酬と旅費、費用弁償の関係でございますけれども平成30年度に行う協議会の開催と言う事で年度内に3回分開催したいと言う事で予算計上させていただいてございます。それで開催時期でございますけれども、今後、すぐに協議会の設置の要綱をつくりまして委員の委嘱を行いまして協議会を開催していくと言う事でございます。

また想定されます委員には、既に承諾も取れていると言う事でございますので協議会の開催自体は、早急に出来ると言う事でございますので、早ければ今月下旬、遅くても来月の7月に1回目を開催できるというふうに思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（細越圭一君） 水産整備事業に要する経費についてお答えいたします。この工事の工期につきましては、現在、予定では7月中旬から11月中旬を予定しております。そして延長90メートルのどの区間と言う事で予定している所になりますが4区の陸間から丸正鈴木さんの間90メートルを予定しております。

続きまして総事業費が少ないと言う事での御質問だと思いますけれども、本事業は、

平成28年度から平成32年までの5ヵ年計画で総事業費が先ほど7億と言う話でしたけれども昨年、事業費が確定いたしまして総事業費8億4,500万円と言う事と霧多布防潮堤の延長1.9キロになっております。そこで今回の30年度の予算要望といたしましては、事業費としまして2億3,200万円を最初予定しておりましたけれども、内示が3月30日にございまして、その内示が704万と言う事でありました。本来であればもう少し工事をしたいと言う事でしたけれども、国からの内示がその様な事でしたので、それに合わせた90メートルと言う工事になっております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（戸井洋典君） 商工振興に要する経費についてお答えいたします。

これにつきましては、新たに特産品として2種類製作されました。その印刷代と言う事でそれぞれ1万1000袋ずつ作る予定でございます。

総事業費81万円の2分の1で40万5,000円となっております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 中山議員。

○4番（中山真一君） ただ今の防潮堤の改良工事につきまして少し分からなかったのですが、2億3,200万円これで90メートルをやると言う事なんですか、それとも1,300万円で90メートルをやると言う事なのか、その辺が分かりませんでした。要求は、2億3,200万で90メートルなのか、いずれにしても今回1,300万円の改良工事費ですよ、これで本当に90メートル出来るのか、この場所につきましても4区から霧多布大橋の前の道道までかなと言う気はしていますけれども、4区の陸間はどうなのか、その辺については、後回しになるのか、その辺が理解できないのもう一度答弁願いたいと思います。

それと良く聞き取れなかったのですが、予算概要の説明書によりますとママキッチンにと言う事ですけども、パッケージの開発だと言う事なんですか先ほど総事業費の81万のうち半分の40万5,000円と言う事だけしか聞こえませんでしたので、もう一度お願いします。どの様な商品のパッケージなのか、その辺も詳しく教えて下さい。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（細越圭一君） お答えいたします。先ほどの2億3,000万円の件につきましては、予算要求の金額でございます。それで30年度の要望は1.9キロの内371メートルの予算要求となっております。そこで90メートルの関係になりますけれども、事業費の内示があったと言う事で積算し90メートルで波返し部分だけを先に

90メートルやらせていただきたいと言うふうに思っております。それから陸開の関係であります、鈴木さん側と言う事になっておりまして陸開は、この後の工事でやりたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（戸井洋典君） お答えいたします。

内容としましては、炊きこみご飯が2種類ありまして花咲ガニと昆布の炊きこみご飯それとホッキと昆布の炊きこみご飯これの2種類となっております。枚数としては、それぞれ1万1千枚ずつです。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 先ほど水産課長からこの30年度の関係のお話をさせてもらいましたけれども実は、この31年度の予算要求と言う事で4月27日に北海道開発局のヒアリングがありました。その中で、町長も出席しまして31年度の話を上申すると言う事になったのですが、その段階で私の方から今年度は、90メートルしか出来ないと言う事が分かっていたので、その事について31年度の要求よりも30年度がこれしか出来ないと言う事に対してこの事については、すごい要望ですし、一番重要課題の位置づけになっている、その事について31年度については、しっかり対応してもらいたいと言う事で言わせてもらいました。その後、例年水産部長のところに面談しなければならぬです。その事についても私の方から別紙で開かれた部長との話の中でも、その実情を訴えてきます。そして5月の28日に釧路開発建設部が毎年やっているのですが、30年度の事業の内容説明と言う事で事業概要の説明会があります。それには、釧路開発建設部長も来ていますし、浜中町の開発の仕事と言いましたら港湾の仕事それと国道44号線この2つです。部長自ら来られて、それから港湾の関係については、根室港湾事務所長が担当でその方も来られて、また町長の方から今の話題をだしました。水産課長からの説明で言ったら2百何十年かかると言う話がでまして、驚く様な数字を言いましたけれども、町としては、一生懸命 やって貰わなかったら、安全を守れないんだと言う事を含めて盛んに今、町としても言っているところであります。建設部長としては、内容を調べて、予算がついてないんです。国の予算が少ないんです。その拡大する事も含めてこのままで行けば年間90メートルずつやっていかなければなりませんから、何年頃になるか分からないと言うのが実態であります。この事については、水産課長、町長を含めて強く要望していきたいと言うふうに思っております。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終わります。

これから議案第43号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第43号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって議案第43号は、原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩します。

（休憩 午後12時10分）

（再開 午後 1時00分）

○議長（波岡玄智君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第6 議案第44号平成30年度浜中町国民健康保険特別会計補正予算
(第1号)

○議長（波岡玄智君） 日程第6 議案第44号を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第44号 「平成30年度浜中町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正につきましては、平成29年度の決算に基づく剰余金を平成30年度予算に組み入れ、議案第40号で議決をいただきました国民健康保険税の税率等の改正に伴う国民健康保険税の現年課税分、前年度剰余金や保険基盤安定繰入金、医療費適正化特別対策事業等に伴う予算措置など、必要とされる経費について補正をお願いしようとするものです。

補正の主な内容を申し上げますと、歳出では、5款保健事業費、「疾病予防事業に要する経費」で、40歳未満及び75歳以上の方の検診追加実施による委託料などで10万1千円を追加、「特定健康診査等に要する経費」で、特定健診の追加実施に伴う委託料及び特定検診未受診者に対する受診勧奨事業委託料で64万1千円を追加、「医療費適正化特別対策事業に要する経費」では、医療費適正化対策事業委託料で382万4千円を追加するものであります。

以上により、今回の補正額は569万3千円となります。

一方、歳入につきましては、1款国民健康保険税では、保険税率の改正などに伴い、一般被保険者分51万5千円、退職費被保険者分3万6千円の追加。2款道支出金では、歳出でご説明した特定検診未受診者に対する受診勧奨事業委託料及び医療費適正化特別対策事業に係る委託料に充てる特別調整交付金で、400万円を追加。3款繰入金では、保険税額の改正に伴い保険基盤安定繰入金の軽減分と支援分で、合わせて963万4千円の減額。4款繰越金では、前年度剰余金として1050万円3千円を追加しようとするものであります。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は、11億4199万5千円となります。

この度の補正予算につきましては、去る5月21日開催の平成30年第2回浜中町国民健康保険運営協議会に諮問し、答申をいただいているところでございます。

以上、提案の理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、町民課長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（佐々木武志君） （議案第44号 補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これから議案第44号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

10番田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） 1点だけ伺います。87ページの特定健診に関してですが、勧奨事業委託料41万1,000円今の説明で未受診者対して健診を受けて下さいと言う事の取り組みかなと言うふうに理解したのですが、具体的な内容としては、ハガキを送ってお知らせするのか、ポスターを掲示してお知らせするという様に色々な方法があるのかなと思うのですが、その具体的な内容それと委託先について伺っておきます。

それと昨年度の浜中町の特定健診の受診率が分かるのであれば特定検診外の各会社

等で健康診断をやられていると思いますが浜中町全体としての検診、がん検診を除いて通常の健診等の受診率が分かるのであれば教えていただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（佐々木武志君） 特定健診の受診勧奨事業委託料についてお答えいたします。こちらの委託の内容でございますけれども40歳以上75歳未満の方を対象に受診勧奨の通知を行うと言う事でございます。実際には、平成30年度に未受診の方で過去5年間において一度でも受診した事のある方を対象としまして、こちら400名になりますけれども、先ほど御説明いたしました秋に特定健診を1日追加実施しますけれども、その前に通知書等もデザイン化しまして9月に発送し10月締め切りとして通知をさせていただきたいと言うふうに考えております。

また、こちらについては40代、50代、60代それぞれ年齢階層別に分けまして未受診者を抽出してできればその通知書に年代ごとの疾病分類グラフなども記載して興味を持ってもらう様なデザインにして通知をさせていただきたいと言うふうに考えております。

業者につきましては、過去に他で受診勧奨を行った実績のある業者にデータホライズンと言う会社ですけれども、そちらの方に委託をさせていただく予定となっております。それで受診率の関係ですけれども実際に本町で特定健診をやった受診率はできています。例えば他の町外の医療機関に行き行って含めた受診率は、今のところ把握しておりませんが平成28年度の町内での特定健診の受診率につきましては、28.9%と言う数字になっております。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） 通知書ハガキではなくてパンフレットの様な形のものに年代別の疾病の種類等を載せながら促していくと言う事で、それを作成するための経費と言うふうに理解していいのかなと思うんです。それでこの今言った28.9%と言う数字ですけれども、正直に言いますと低いなと思うのですが、受診率を上げる事によって発生する可能性がある医療費を抑えていくと言う目的で健診と言うのがあるんだなと思うのですが、受診率を上げた事による歳入の関係で医療費適正化等にも関わってくるのかなと思うのですが、それに対して評価をいただいて例えば道の補助が増えると言う様な事が見込めるのかなと言うふうに思うのですが、合わせて若干関連になりますけれども、当初予算の時に取り組みによって道からの支援が手厚くなるという様な項目もあつ

たかなと思う中で、このジェネリックと言う医薬品を使う事によって名目を考慮される
と言う中で本町が以前も伺ったんですけれども、なかなかこのジェネリックに対する取
り組みが診療所長の考えもある様ですけれども、やはり進めていくべきかなと思うの
で、その辺の考えもあれば合わせて伺っておきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（佐々木武志君） 御質問にお答えいたします。ただ今28.9%と言う事
でお答えをしました。実際にこちらの受診勧奨の事業それから議員おっしゃいましたと
おり医療費の適正化、医療費の分析支援の委託と糖尿病の重症化予防の事業も御提案さ
せていただいております。それでこちらの事業については、浜中町第1期データヘルス
計画を策定しまして平成30年度から35年度までの6カ年の計画となっております。

それと第3期特定検診健康診査等実施計画と言うのがございまして、やはり全ての保
険税の軽減それから受診対策と言う意味では、この特定健診の受診率をまず向上させる
事が重要であると言うふうに考えております。先ほど議員おっしゃいましたとおり医療
費適正化対策事業も受診勧奨の事業から全て繋がっていくものであって、やはり多く
の方にしっかりと特定健診を受けていただく事によってレセプトデータですとかの特定
健診のデータが蓄積されまして、それが例えば糖尿病の重症化の事業それから議員おっ
しゃいましたとおりジェネリックの医療費通知等にも全て繋がっていくと言う事にな
ってございます。先ほど北海道保険者努力支援制度と言う事によって取り組みを進める
事によってポイントがつきます。それで議員おっしゃいますとおり保険者努力支援制度
と言う事で交付金も入ってきますので、それが直接やはり加入者の保険税の軽減にも繋
がりますし加入者の健康増進にも繋がっていくと言う事でこちらの取り組みをしまし
て、これからデータヘルス計画に基づいてやっていきたいと言うふうに考えております
ので御理解いただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 9番川村議員。

○9番（川村義春君） 歳出の繰越金前年度の剰余金に関わってお尋ねをしておきたい
と思えます。

条例改正等の資料で決算見込書について先ほど課長の方から説明をいただきました。
決算見込額でいきますと8,815万4,000円の決算剰余金が出るという事の様であ
ります。それで8,815万4,000円の決算剰余金がある訳で今回の補正の1,050
万3,000円については、歳出に不足する分を積み立てた言う事で理解をしております

すけれども、その結果、実際の留保財源これがどのくらいになるのか、それをお聞きしておきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（佐々木武志君） 留保財源の関係についてお答えをいたします。先ほど補足説明でも申し上げましたとおり、今年度の繰越金につきましては、決算見込書の方では、8,815万4,000円となっており、収納状況等で9,194万9,785円、約9,200万近い繰り越しになります。議員おっしゃいますとおり1,050万3,000円こちらについては、税率改正の関係で平成30年度の減税財源として今回補正の予算化をさせていただきました。今後、国庫負担金療養費給付金分につきましては、約1,953万6,000円となりますけれども、こちらが本来の申請より多く交付されていたため、こちらの返還が生じてきます。見込みといたしましては、約6,200万程度の剰余金が平成31年3月で予定しておりますけれども、こちら国保の財政調整基金の方に積み立てさせていただきたいと言うふうに考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） 今、留保財源の税収が伸びたと言う事で379万5,000円ほど増えたと言う事で、それによって9,194万9,000円の留保財源それから減税財源を差し引いて、それから返還金を差し引いた残りが留保財源と言う事で約6,200万くらいと言う事でいいと思います。それで6,200万の留保があるのですが、これについては、言われたとおり国民健康保険財政調整基金が昨年つくられましたけれども2,400万くらいあると言う事で1億近い財源が出来ると言う事で税率が極端に高くなったりした場合の調整財源と言う考え方でよろしいのか伺っておきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（佐々木武志君） 御質問にお答えいたします。先ほど申しました様に今年度、今回予算化した1,050万3,000円それから国への返還金で約6,200万とお答えしました。それで平成30年3月に2,481万8,000円を財政調整基金に既に積み立てさせていただいておりますので合わせますと約8,600万こちらが来年の3月に財政調整基金に残る額と言うふうに考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 他ありませんか。

これで質疑を終わります。

これから議案第44号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから議案第44号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって議案第44号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第45号固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

○議長(波岡玄智君) 日程第7 議案第45号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第45号 「固定資産評価審査委員会委員の選任同意について」提案の理由をご説明申し上げます。

現在の固定資産評価審査委員会の委員は、霧多布の「松村嗣弥氏」、散布の「加藤俊美氏」、茶内の「田中裕作氏」の3名ですが、茶内の「田中氏」は平成30年6月28日で任期満了となることから、新たな委員の人選を進めていたところですが、この度、茶内西3線259番地2で酪農業を営む「福田敏幸氏」を最適任者と認め、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意をいただきたく提案した次第であります。

同氏は、茶内農村連合会副会長を歴任されるなど、地域の信望も厚く、また固定資産に精通しているその識見から、適正・迅速、かつ、公正な判断力をもって業務に当たっていただけるものと認めるものであります。

なお、任期は平成30年6月29日から平成33年6月28日までの3年間となりますので、よろしくご審議のうえ、ご同意くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 本案は、質疑討論を省略し直ちに採決したいと思います。
これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって本案は質疑討論を省略し直ちに採決することに決定しました。

これから議案第45号を採決します。

お諮りします。

本案は、選任に同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって議案第45号は、選任に同意することに決定しました。

◎日程第8 議案第46号釧路町村公平委員会委員の選任同意について

◎日程第9 議案第47号釧路町村公平委員会委員の選任同意について

◎日程第10 議案第48号釧路町村公平委員会委員の選任同意について

○議長（波岡玄智君） 日程第8 議案第46号ないし日程第10 議案第48号を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第46号、議案第47号及び議案第48号 「釧路町村公平委員会委員の選任同意について」は関連がありますので、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

釧路管内の町村で共同設置しております釧路町村公平委員会の委員につきましては、定数三名任期四年で、現在の委員の方々は今平成26年8月1日から釧路町村公平委員会委員に選任され、本年7月31日をもって任期満了となりますが、公平委員会委員の任期満了に伴う委員の選任につきましては、地方公務員法第9条の2第2項で議会の同意を要するとなっていることから、ここに提案申し上げるものであります。

議案第46号で提出しております及川晃仁氏は、釧路町役場に長く勤務され、収納課長、総務課長、総務部長、健康福祉部長、企画財政部長を歴任されており、議案第47

号の山本節子氏は、弟子屈町役場に長く勤務され、会計管理者兼出納室長を歴任されております。

また、議案第48号の中尾義行氏は、鶴居村役場に長く勤務され、住民課長、生涯学習課長、管理課長、総務課長、会計管理者を歴任されておりますが、三氏とも人格識見に優れ、公平委員会委員として最適任と認め、委員として議会の同意をいただきたく提案した次第であります。

なお、任期は平成30年8月1日から平成34年7月31日までの4年間となりますので、よろしくご審議のうえ、ご同意くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本案は、質疑討論を省略し直ちに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって本案は、質疑討論を省略し直ちに採決することに決定しました。

これから議案第46号を採決します。

お諮りします。

本案は、適任と認めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

したがって議案第46号は、適任と認めることに決定しました。

これから議案第47号を採決します。

お諮りします。

本案は、適任と認めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって議案第47号は適任と認めることに決定しました。

これから議案第48号を採決します。

お諮りします。

本案は、適任と認めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって議案第48号は、適任と認めることに決定しました。

◎日程第11 議員の派遣について

○議長（波岡玄智君） 日程第11 議員の派遣について議題とします。

北海道町村議会議長会主催による議員研修会等に議員を派遣することにしたいと思
います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、会議規則第120条の規定によって、議員を派遣することに決定しまし
た。

◎日程第12 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（波岡玄智君） 日程第12 委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、目下、委員会において調査中の
事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りした申出書のとおり、
閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しまし
た。

◎追加日程の議決

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

ただいま町長から議案第49号及び議案第50号議案第51号議案第52号が提出されました。

これを日程に追加し直ちに議題にしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって議案第49号及び議案第50号、議案第51号、議案第52号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎日程第13 議案第49号工事請負契約の締結について

○議長（波岡玄智君） 日程第13 議案第49号を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第49号 「工事請負契約の締結について」提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、国の社会資本整備総合交付金事業として、浜中団地に木造平屋建、1棟4戸、延床面積299.85平方メートルの公営住宅を建設しようとするもので、第1回浜中町議会定例会で予算議決をいただいております。

この建設にあたり、6月4日、町内外業者5社による指名競争入札を実施いたしました。

入札の結果、丸重種市建設有限会社が1億2,474万円で落札いたしました。

なお、工期は平成30年12月5日までとしております。

ここに、「議会の議決に附すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」の規定により、議会の議決をいただきたく提案した次第であります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第49号の質疑を行います。
ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。
これから議案第49号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。
これから議案第49号を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。
したがって議案第49号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第50号工事請負契約の締結について

◎日程第15 議案第51号工事請負契約の締結について

◎日程第16 議案第52号工事請負契約の締結について

○議長（波岡玄智君） 日程第14 議案第50号ないし日程第16 議案第52号を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第50号から議案52号までの「工事請負契約の締結について」は関連がありますので、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、茶内保育所改築事業を本年度と来年度の2か年に亘って実施するもので、第1回浜中町議会定例会において、継続費として予算の議決をいただいております。この改築事業にあたり、去る6月4日指名競争入札を実施したところであります。

初めに、議案第50号の「工事請負契約の締結について」につきましては、建築主体工事で町内業者2社、町外業者3社、計5社による入札の結果、赤石建設株式会社

が5億5,404万円で落札いたしました。

次に、議案第51号の「工事請負契約の締結について」につきましては、電気設備工事で町内外の経常建設共同企業体2社、町外業者3社、計5社による入札の結果、高部・矢原・中原経常建設共同企業体が、8,629万2千円で落札いたしました。

次に、議案第52号の「工事請負契約の締結について」につきましては、機械設備工事で町外業者5社による入札の結果、三建設備工業株式会社釧路営業所が1億584万円で落札いたしました。

なお、各工事の工期につきましては、建築主体工事が平成31年5月20日、電気設備工事及び機械設備工事は平成31年3月20日までとしております。

ここに、「議会の議決に附すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」の規定により、議会の議決をいただきたく提案した次第であります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第50号の質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第51号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第52号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第50号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第51号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第52号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから議案第50号採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって議案第50号は原案のとおり可決されました。

これから議案第51号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって議案第51号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第52号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって議案第52号は、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長(波岡玄智君) お諮りします。

今定例会に付議された案件の審議は全部終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により閉会したいと思います。

○議長(波岡玄智君) これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって本定例会は、閉会することに決定しました。

これをもって平成30年第2回浜中町議会定例会を閉会します。

御苦労様でした。

(閉会 午後 1時43分)